

令和6年7月2日（令和6年(2024年)度第12号）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局



全国保育士会委員ニュース

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<http://www.z-hoikushikai.com>

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

<ニュースの内容>

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024（骨太の方針 2024）」が閣議決定される
- 通知「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」が発出される（こども家庭庁）
- 事務連絡「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について」が発出される（こども家庭庁）
- 弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い（日本眼科学会等）

■ 「経済財政運営と改革の基本方針 2024(骨太の方針 2024)」が閣議決定される

令和6年6月21日、「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(骨太の方針 2024)が同日開催の経済財政諮問会議^{*1}を経て、閣議決定されました。(※1 第9回経済財政諮問会議・第29回新しい資本主義実現会議合同会議)

「骨太の方針」は、国の重要課題や翌年度予算編成の基本的姿勢、政権として力を注ぐ政策の方向性を示すもので、毎年6月ごろに策定されます。決定された「骨太の方針」に基づき、その後の政策や予算編成が進められます。

「骨太の方針 2024」における、子どもをめぐる政策として、「こども未来戦略」や「こども大綱」、「こどもまんなか実行計画 2024」に基づき、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現し、その結果として、少子化の流れを変え、社会経済の持続可能性を高めていくとしています。

また、そうした施策の実施にあたっては、数値目標を含めた指標を活用してPDCAを推進するなど、EBPM^{*2}を確実に実行し、ワイズスペンディング^{*3}につなげるとしています。

※2 Evidence Based Policy Making …エビデンス（合理的根拠）に基づく政策立案

※3 wise spending（賢い支出）…政策効果が乏しい歳出を削減し、政策効果の高い歳出に転換すること

こども政策に関しては、「加速化プランの着実な実施」「こども大綱の推進」が挙げられています。「加速化プランの着実な実施」については、経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に取り組むとされ、それらの財源として、徹底した歳出改革等を進めるとともに、実質的な負担を生じさせずに 2026 年度から子ども・子育て支援金制度を導入するとしています。

また、「こども大綱の推進」については、「はじめの 100 か月の育ちビジョン」に基づく幼児期までの育ちの質の向上、保育現場の負担軽減を図りつつ、人口減少地域における施設の多機能化等を通じた保育機能の維持も含めて、「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の在り方を早急に示すとされました。

第 4 章の「当面の経済財政運営と令和 7 年度予算編成に向けた考え方」においては、当面の経済財政運営として、「まずは、春季労使交渉による賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、地方等でも実現し、医療・介護など、公的価格に基づく賃上げ、最低賃金の引き上げを実行する」とされています。さらに、令和 7 年度予算編成に向けた考え方として、「③持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速（略）等により、メリハリの効いた予算編成とする」とされています。

詳細な内容は下記ホームページからご確認ください。

【経済財政運営と改革の基本方針 2024】

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/decision0621.html>

内閣府ホーム>内閣府の政策>経済財政政策>経済財政諮問会議>経済財政諮問会議の取りまとめ資料>経済財政運営と改革の基本方針>経済財政運営と改革の基本方針 2024

■ 通知「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」が発出される(こども家庭庁)

令和6年6月25日、通知「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」が発出されました。

これは、下記の経緯および趣旨により発出されたものです。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、令和5年4月の通知「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」において、保育所等における常勤保育士および短時間保育士の定義が示された。

常勤保育士

- ① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る）に達している者
- ② ①以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者

短時間勤務の保育士

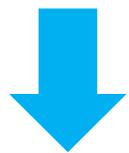
上記①②のいずれにも該当しない者



一方で、「育児・介護休業法」第23条第1項に規定する「育児のための所定労働時間の短縮措置」は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとしなければならないとされている。

この規定に基づき、1日の所定労働時間を6時間とするとともに、月20日勤務する場合は、令和5年通知で定める「常勤保育士」に該当する。

しかし、個々の保育所等の独自の取り組みとして、1日の所定労働時間を6時間未満としている保育所等もあり、その場合は令和5年通知で定める「常勤保育士」としての所定労働時間を下回ることになる。



一定の経験を有する保育士が、育児や介護等により所定労働時間を短縮している期間も就労を継続することを可能とすることや、それによる保育の質の向上を目的として、

1日の所定労働時間が6時間未満である保育士に関して、最低基準上における定数上の取扱いを示す。



勤務時間短縮保育士の定義について

「勤務時間短縮保育士」とは、保育所等において常勤保育士として就労してきた保育士であって、おおむね10歳未満のこどもの子育て、家族の介護その他都道府県※が適当と認める事由のため、当該保育所等における1か月に勤務すべき時間数が120時間未満となる者をいうものとする。

※ 小規模保育事業所A型、B型及び事業所内保育事業所については市町村とする。

最低基準における定数上の保育士の取扱いについて

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたって保育できる常勤保育士をもって確保することが原則であり、望ましい。

しかし、保育所等本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童に対する保育の質の確保が図られる場合で、次の条件のすべてを満たすときには、最低基準上の保育士定数の一部に勤務時間短縮保育士を充てても差し支えない。

- (1) 常勤保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。
- (2) 常勤保育士に代えて勤務時間短縮保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

詳細は別添 PDF をご確認ください。

■ 事務連絡「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について」が発出される (こども家庭庁)

令和6年6月14日、表記事務連絡が発出されました。

これは、教育・保育施設等における散歩等の園外活動は、幼児が身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会として重要な活動であり、痛ましい交通事故を発生させないための安全管理の徹底について周知するものです。

詳細は別添 PDF をご確認ください。

■ 弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い (日本眼科学会等)

日本眼科学会、日本眼科医会、日本小児眼科学会、日本弱視斜視学会、日本視能訓練士協会は、令和5年10月12日、「幼稚園、保育所、認定こども園の皆様へ ～弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い～」を公表しています。

子どもの目の機能（視力など）は、生後から3歳までに急速に発達し、6～8歳までにほぼ完成します。ところがこの時期に視力の成長を妨げる要因があると視力の発達が停止し、その後いくら眼鏡をかけても十分な視力が得られません。これを「弱視」と言い、約50人に1人程度と言われています。

弱視にはさまざまな原因がありますが、視力が発達する時期に眼鏡を常用するなどの治療で、多くの場合、就学時までにより視力が獲得できます。また、斜視の治療に眼鏡装用が必要な場合があり、眼鏡をかけることで目の位置が安定し、両眼で物を立体的に見る機能も育ちます。

将来にわたって良い視機能を得る大切な治療用具である眼鏡をしっかりとけることについて、理解を呼びかけるものです。

詳細は別添 PDF をご確認ください。

